

議案第 16 号

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 28 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市児童遊園設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第196号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
矢倉脇ちびっ子広場	橋本市矢倉脇64番地の9	岸上南ちびっ子広場	橋本市岸上291番地
略	略	矢倉脇ちびっ子広場	橋本市矢倉脇64番地の9
略	略	略	略
平山城ちびっ子広場	橋本市高野口町志其443番地の57	東名古曾ちびっ子広場	橋本市高野口町名古曾532番地の3
略	略	平山城ちびっ子広場	橋本市高野口町志其443番地の57
略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。